

2 事業者支援・相談窓口・就学援助・税金・公共交通・その他

の要請、奨学金や授業料免除を通じた支援などがあります。

詳しくは、現在通学している高等学校へ問い合わせください。

●大学などに通学する学生への支援

支援内容や手続きなど、詳しくは各大学・専門学校などの学生課や奨学金窓口、日本学生支援機構奨学金相談センターへ問い合わせください。

日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301

税金

地方税猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税の納付が困難な人は申請による猶予制度の対象になる場合があります。詳しくは問い合わせください。

●問い合わせ 税務課収納係 ☎85-7112

公共交通

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市内公共交通の運行状況が変わっています。市ホームページに各公共交通機関のホームページにリンクを貼っていますので、活用してください。

- 市コミュニティバス
- JR
- 平成筑豊鉄道
- 西鉄バス



買い物支援

在宅での生活・買い物を支援することを目的に、商品の配達やサービスの提供を行う商店などの情報をまとめた「田川市買い物支援協力店」の冊子を発行しています。外出による感染リスクを下げるため、活用をお願いします。

●問い合わせ 高齢障害課 ☎85-7129



広報たがわ4月15日号と一緒に配布しています。

ペットが心配

新型コロナウイルス感染症について、動物を飼育している人向けのQ&Aを、厚生労働省がホームページで公開しています。ペットへの感染や症状、狂犬病ワクチンの取り扱いなどの情報が確認できます。

【Q&Aの一例】

Q: 狂犬病のワクチンは6月30日までに打たないといけないのですか？

A: 毎年4月1日～6月30日の期間に予防注射を受けなければなりません。しかし本年は、7月以降に受けることも可能とする方向で検討を進めています。



【通告するときに必要な情報】

虐待などの日時・場所、子どもと保護者の情報（名前・年齢・住所・学校名など）、虐待かもしれないと思った状況（だれが・どこで・どのように・いつ頃からなど）

みんなの人権110番

人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話した場所の最寄りの法務局につながり、職員や人権擁護委員が対応します。秘密厳守。

●相談電話番号 ☎0570-003-110
8時30分～17時15分 ※土日祝日を除く

生活困窮者自立支援事業

生活に困っている人が早い段階で自立した生活に戻れるように、支援員が包括的な相談支援を行います。相談者の状況に応じた支援ができるようにさまざまな制度・関係機関と連携し、寄り添いながら支援します。

※現金給付ではなく、自立に向けた人的支援を提供します。

●対象 市内在住で、経済的な問題などで生活に困っている人（生活保護受給者は除く）

●相談窓口と受付時間 市役所1階⑩番窓口（市民ふれあい支援センター）

●受付時間 8時30分～16時30分 ※土日祝日を除く

●問い合わせ 生活支援課 ☎85-7126

感染症の一般的なことに関する相談窓口

●厚生労働省相談窓口（9時～21時） ☎0120-565653（フリーダイヤル）

※聴覚に障害のある人、電話での相談が難しい人は、FAX03-3595-2756を利用するか（一財）全日本ろうあ連盟ホームページをご覧ください。

●福岡県がん感染症疾病対策課感染症対策係（24時間） ☎092-643-3288

●外国語での相談 福岡アジア医療サポートセンター（医療に関する外国語対応コールセンター）☎092-286-9595、ふくおかよかとこコールセンター（外国人観光客向け多言語対応コールセンター）☎092-687-6639

就学援助

●義務教育の就学援助

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職・退職などにより経済的に困難になった家庭は、必要書類を提出して就学援助を申請できます。

詳しくは、学校教育課（☎85-7167）に問い合わせください。

※申請は市民会館1階で受け付けています。（休館中でも申請できます）

※申請書類は市ホームページからダウンロードできます。

●高等学校に通学する生徒への支援

授業料の減免や高校生等奨学金給付金を通じた支援、就学援助の柔軟な対応

用保険適用事業所であること）
※4月1日～年6月30日（緊急対応期間）の休業などに適用

●助成額 対象労働者1人当たり8,330円が上限（3月1日現在）

※最新の情報は厚生労働省のホームページをご覧ください。

●問い合わせ 福岡県労働局助成金センター ☎092-411-4701

無利子・無担保の融資 ※無利子貸付

●対象 売上が前年比5%以上減少

●要件 実質無利子とするためには、諸要件を満たすことが必要です。

●上限額 個人事業・中小企業…6,000万円（うち実質無利子枠は3,000万円まで）

●連絡先 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

田川商工会議所 ☎0947-44-3150

農林漁業セーフティネット資金

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた農林漁業者などを対象に、日本政策金融公庫が農林漁業セーフティネット資金等の特例措置の取り扱いを始めています。具体的な特例措置の内容は、農林漁業セーフティネット資金の貸付金使途の追加、融資限度額の引き上げ、農林漁業セーフティネット資金等の金利負担軽減、実質無担保です。

※詳しい支援内容は問い合わせください。

●問い合わせ 日本政策金融公庫本店農林水産事業本部 ☎0120-926478

相談窓口

臨時休校・外出自粛によりDVや児童虐待の被害が増加する危険性が高まっています。また、感染者や医療従事者などへの人権侵害（偏見・差別など）が発生しています。被害を受けた人や悩みがある人は、1人で抱え込まずに相談してください。

DV相談+（プラス）

●相談電話番号（24時間対応） ☎0120-279-889



●メール相談（24時間対応）

●チャット相談（12時～22時）
※メール・チャット相談はホームページからアクセス（https://soudanplus.jp/）

●安心の相談体制 専門の相談員が対応・面談、同行支援などの直接支援も実施・安全な居場所も提供・24時間電話対応・10か国語対応

児童相談所全国共通ダイヤル

虐待や子どものSOSのサインを発見したり、様子が変わら感じたら、電話や手紙などで通告（連絡）してください。通告した後で虐待でないにもかかわらず、通告した人に罰則はありません。誰が通告したのかなど、秘密は守られます。

●児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

新型コロナウイルス 感染症対策特集

支援制度・相談窓口などの情報一覧

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ対策により、市民生活が急変。

外出自粛・臨時休校・休業など、これまで経験したことのない事態に直面し、生活も経済も逼迫しています。

本特集では、公的な支援制度や相談窓口を紹介します。

みなさんの生活や経済を守るため、積極的に活用してください。そして、困っている人に情報を伝えてください。

1 貸付・給付・手当・事業者支援

れなかった人に傷病手当金を支給します。※事業主の休業補償ではありません。雇われている人が対象です。

●支給額 本人の給与日額×2/3×支給対象日数※限度額あり

●支給対象日数 労務不能から3日を経過した日から労務不能だった期間のうち就労を予定していた日数

●対象期間 1月1日以降

●申請期間 随時

●申請方法 市役所1階⑩番窓口で申請 ※郵送での申請もできます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

事業者支援

売り上げの減少や休業などで打撃を受けている事業者を支援するさまざまな制度があります。申請方法など詳しくは問い合わせください。

セーフティネット保証4号・5号 ※融資保証

●対象 【4号】売上が前年同月比で20%以上減少 ※全業種

【5号】売上が前年同月比で5%以上減少 ※指定業種あり

●保証 【4号】100%、【5号】80%

●問い合わせ 産業振興課 ☎85-7145

危機関連保証 ※融資保証

●対象 売上が前年同月比で15%以上減少 ※全業種

●保証 100% ※セーフティネットとは別枠です。

●問い合わせ 産業振興課 ☎85-7145

持続化給付金 ※返済不要

●対象 売上が前年同月比で50%以上減少

●給付上限額 個人事業…100万円
中小企業…200万円

●問い合わせ 中小企業金融・給付金相談窓口 ☎0570-83183

雇用調整助成金 ※返済不要

●対象 従業員を休業させた事業主（雇

期間、家賃相当額を支給します。

●要件 ①離職後2年以内であること。または、やむを得ない休業などにより収入を得る機会が減少していること。

②上記の状態になる前、世帯生計を主として維持していたこと。

③申請する月の世帯全体の収入合計額が下表の金額以下であること。

（収入には公的給付を含む）

世帯人数	世帯収入額	
1人	81,000円	+家賃額 (下記の支給額が上限)
2人	123,000円	
3人	157,000円	
4人	195,000円	
5人	232,000円	

④申請者および申請者と生活を一にしている同居親族の預貯金合計額が下表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

※その他にもさまざまな要件があります。詳しくは問い合わせください。

●支給額 家賃相当額（上限額は以下のとおり）

世帯人数	支払上限額
1人	32,000円
2人	38,000円
3～5人	41,100円
6人	45,000円
7人以上	49,300円

●支給期間 原則3か月間（一定条件を満たした場合延長可）

傷病手当金

●市民課保険係 ☎85-7140

国民健康保険加入者で、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われ会社を休み、その期間の給与の支払いを受けら

生活福祉資金貸付制度の特例貸付

●田川市社会福祉協議会 ☎44-5757

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などによって生活資金が必要となった人に、緊急小口資金などの貸付を実施します。

休業した人向け（緊急小口資金）

●対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった世帯

●貸付上限 学校などの休業、個人事業主などの特例の場合…20万円以内

その他の場合…10万円以内

●その他 据置期間1年以内、償還期限2年以内、無利子、保証人不要

失業した人向け（総合支援金）

●対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少や失業などにより生活が困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※原則、生活の立て直しに向けて、自立相談支援機関による相談支援を受けることが要件です。

●貸付上限額 2人以上…月20万円以内

単身…月15万円以内

※貸付期間は原則3か月以内

●その他 据置期間1年以内、償還期限10年以内、無利子、保証人不要

住居確保給付金

●生活支援課 ☎85-7126

離職・廃業または休業などにより収入が減少したことで、住居を失った人・住居を失ってしまうかもしれない人に対し、就職活動を行うことなどを条件に、一定